

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年10月19日

京都市長 榎本 頼兼

## 1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 京都市立音楽高等学校移転整備事業
- (2) 事業場所 京都市中京区油小路通押小路下る押油小路町
- (3) 事業内容 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、本市と事業契約を締結する選定事業者が、京都市立音楽高等学校の移転に伴う新校舎等の設計、施工（建設）及び維持管理等の業務を行う。

- (4) 事業期間 契約の日から平成37年3月31日まで。

なお、設計・施工期間は、契約の日から平成22年2月28日まで。維持管理等の期間は、平成22年3月1日から平成37年3月31日まで。

- (5) 支払条件

契約金額を施設整備費相当額と維持管理費相当額に分け、次のように支払うものとする。

### ア 施設整備費相当額

施設整備費相当額の3分の2に相当する金額については、平成22年5月31日までに支払うものとし、残額の3分の1に相当する金額については、平成36年度までの15年間の均等払いとする。

### イ 維持管理費相当額

維持管理業務開始の日から平成22年3月31日までの期間における業務

に係る部分については、平成21年度分として支払い、それ以降の期間における業務に係る部分については、平成36年度までの15年間の均等払いとする。

## 2 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、単独で設計、施工、維持管理を行う者又は設計、施工、維持管理を行う者を含む複数の者で構成されるグループで、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日の前日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、平成18年12月5日付け京都市告示第290号に定める資格の審査の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、申請書を提出した日において、次に掲げるすべての条件を満たす者

なお、重複参加は禁止する。

- (1) 本件入札に係る申請書を提出した日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受けていないこと。
- (2) 設計に当たる者は、次の要件を満たしていること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、イ及びウの要件については、そのうちの一者のみが満たしていればよい。

ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行うとともに、常勤の自社社員で、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。

なお、平成9年度以降に建築士法により建築士事務所として処分を受けたことがなく、また、処分を受けた建築士を雇用したことがないこと。

イ 平成4年度以降に完成済みで固定席300席以上の音楽ホール等の実施設計の実績を元請として有していること。

ウ 平成9年度以降に完成済みで延べ床面積6,000平方メートル以上の学校施設の実施設計の実績を元請として有していること。

(3) 施工に当たる者は、次の要件を満たしていること。ただし、施工に当たる者が複数の場合は、イの要件については、そのうちの一者のみが満たしていればよい。

ア 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていること。

イ 直前の建設業法第27条の23に基づく経営事項審査の結果としての経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が950点以上で、平成9年度以降に完成済みで、延べ床面積6,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の建築物を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として施工した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

ウ 施工を監督する技術者として、建設業法の建築工事業に係る監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を専任で配置し得ること。

なお、当該技術者は常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(4) 維持管理に当たる者は、次の要件を満たしていること。

ア 維持管理を行うに当たって、必要な資格（許可、登録、認定等）を有していること。

イ 平成9年度以降に延べ床面積6,000平方メートル以上の建築物の維持管理業務の実績を有していること。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(i) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る関係があると認められる場合

(6) 入札参加者が、次のア及びイに該当しないこと。

ア 本市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者（以下「アドバイザー業務に関与した者」という。）並びに関連がある者でないこと。

なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

大阪市中央区今橋二丁目5番8号

弁護士法人御堂筋法律事務所

大阪市中央区南船場四丁目3番11号

株式会社東畑建築事務所

大阪市中央区伏見町四丁目4番10号

イ 京都市立音楽高等学校移転整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

### 3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の翌日から平成19年10月26日（金）まで。ただし、京都市の休日（以下「休日」という。）を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 交付場所 京都市教育委員会指導部音楽高校改革推進・建設室

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地1

中信御池ビル7階

電話番号 075-213-1019

(2) 入札説明会

入札説明会を下記のとおり開催するので、入札に参加しようとする者は必ず出席すること。

ア 開催日時 平成19年10月25日(木) 午後1時から

イ 開催場所 キャンパスプラザ京都

京都市下京区西洞院通塩小路下る(JR京都駅ビル駐車場西側)

ウ 参加方法 入札説明書に明示

4 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者(入札に参加しようとする者がグループの場合は代表者)は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

なお、必要書類の作成、提出に当たっては、入札説明書にも留意すること。また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 参加表明書(用紙交付)

イ 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(用紙交付)

ウ 設計業務実績調書(用紙交付)

2(2)イ及びウに示す設計実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 設計資格者配置予定調書(用紙交付)

2(2)アに示す資格及び3箇月以上の雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。

オ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札日時において有効（審査基準日から1年7箇月以内）のものに限る。A  
4判の写しを提出すること。

カ 建設（施工）実績調書（用紙交付）

2(3)イに示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等  
の写しを添付すること。

キ 建設（施工）監督技術者配置予定調書（用紙交付）

2(3)ウに示す資格及び3箇月以上の雇用関係を証明する書類の写しを添付  
すること。

ク 維持管理業務実績調書（用紙交付）

2(4)イに示す受託実績を記載し、それを証明し得る契約書等の写しを添付す  
ること。

ケ 維持管理技術者配置予定調書（用紙交付）

コ 委任状（入札説明書で様式提示）

入札に参加しようとする者がグループの場合に必要な

また、代表者（又は本市に提出済みの受任者）以外の代理人名で一般競争入  
札参加資格確認申請書を提出する場合は、任意の様式での委任状が必要

サ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

なお、上記以外に入札説明書で指示する書類がある場合には、併せて提出す  
ること。

## (2) 提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は、下記イの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲  
げる書類を持参し、提出すること。

なお、郵送する場合は、簡易書留とし、下記アの期間内に下記イの場所に必着させること。

ア 提出期間 平成19年11月26日(月)から平成19年11月30日(金)まで。ただし、休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先 京都市理財局財務部調度課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号 075-222-3313

### (3) 入札参加資格の確認結果通知等

入札参加資格の確認結果は、平成19年12月10日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

### (4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成19年12月19日(水)までに、4(2)イの場所に持参提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成19年12月26日(水)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 5 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 入札執行までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 競争入札参加資格の確認後、入札執行日及び落札決定日において要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けているとき。
- (3) 総合評価方式における基礎項目を満たしていないとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

#### 6 入札説明書に対する質問及び回答期限

入札説明書に対する質問及び回答期限については、入札説明書による。

#### 7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 執行日時 平成20年2月8日（金）午後2時
- (2) 執行場所 京都市理財局財務部調度課 第一入札室
- (3) 提出書類 入札書及び提案書
- (4) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書（又はその写し）を提示しなければならない。なお、入札書を郵送する場合は、上記(3)の提案書を同封し、書留郵便とし、平成20年2月7日（木）午後5時までに4(2)イの場所に必着させること。

#### 8 入札方法等

本件入札は、入札価格と事業計画その他に関する入札者の提案を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式により行う。総合評価の方式についての詳細は入札説明書による。

- (1) 落札決定に当たっては、提案内容が基礎項目をすべて満たしている者のうち、最も高い評価の者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次に高い

評価点を有する者をもって落札者とすることがある。

なお、最も高い評価点の者が二者以上あるときは、審査項目の「定性的審査に関する事項」のうち、「施設整備業務に関する事項」の得点が最も高い者を落札者とする。また、「施設整備業務に関する事項」の得点が同点のときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 落札価格は、入札書に記載された金額から割賦手数料相当額を控除した金額に100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から割賦手数料相当額を控除した金額の105分の100に相当する金額に割賦手数料相当額を加えた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札に当たっては、入札参加者及び予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有するものが一者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

納付。ただし、規則第7条の2第1項第1号から同項第6号に掲げる国債その他の有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

納付。保証金額は施設整備費相当額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ま

た、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 10 入札の取消し

8(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が一者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

#### 11 入札の無効

(1) 規則第6条の2各号に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

(2) 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

#### 12 議会の議決に付すべき契約

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第32号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとする。

なお、選定事業者が落札者として決定された後、事業契約を締結するまでの間に、選定事業者の構成企業が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項各号に該当するときは、契約を締結しないものとする。また、選定事業者と仮契約を締結した場合であっても本契約を締結するまでの間に、選定事業者の構成企業が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項各号に該当するときは、仮契約を解除するものとする。この場合において、選定事業者は、本市に対し、仮契約金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。

#### 13 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該事業に直接関連する他の事業の請負契約を当該事業の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

14 問合せ先

4(2)イの場所に同じ。

15 Summary

- (1) Subject matter of the contract :

PFI-based design, construction and maintenance of the building for Kyoto Municipal Senior High School of Music.

- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

5:00 p.m. 30 November, 2007

- (3) Time-limit for the submission of tenders :

2:00 p.m. 8 February, 2008

- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division,

Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(理財局財務部調度課)